

第 1 2 次大阪府鳥獣保護管理事業計画の主な変更項目について

項目	主な変更点（新たに追加した記述）
第二 鳥獣保護区等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 今後は、必要に応じて保護の目的とする鳥獣を明らかにしつつ、これまで指定した鳥獣保護区の配置を踏まえ、その鳥獣の保護に適切か考慮した上で、市町村や関係者の合意形成を図りながら新規指定又は存続期間の更新等を検討する。
第四 鳥獣の捕獲許可等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 捕獲実施区域と水鳥又は希少猛禽類の生息地が重複しており、科学的な見地から、鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可に当たっては、鉛が暴露しない構造及び素材の装弾を使用する、又は捕獲個体の搬出の徹底を指導する。 ● 生息調査等により鉛中毒が生じる可能性が高いと認められる地域を把握したうえで捕獲許可の際に必要な指導を行う。なお、生息調査にあたっては、公益社団法人大阪府猟友会及び日本野鳥の会大阪支部等と連携し実施するものとする。 ● 農林業被害の防止の目的で、農林業者が自らの事業地内で、小型の箱わな等でアライグマ・ハクビシン・ヌートリア等を捕獲する場合、1日1回以上の見回り等の条件を満たせば、捕獲許可に狩猟免許を要しない。
第八 鳥獣保護管理事業の実施体制の整備に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 国、都道府県等の提供する研修や講座等において連携を進め、積極的に受講することで、府及び市町村の鳥獣行政担当者の知識及び技術の習得に努める。 ● 狩猟者の育成及び確保のための対策を講じるとともに、狩猟者が鳥獣の保護管理の担い手として社会から信頼を得られるように、狩猟の公益的役割についての普及啓発等を行う。 ● 平成 29 年 8 月開設予定の大阪府動物愛護管理センター（仮称）内に設置の、野生鳥獣の一時保護施設において、傷病鳥獣の野生復帰を推進する。